

【令和2年度特定健診『受診券』の郵送について】

※赤字部分のみ4月20日に修正しています

『緊急事態宣言』の発令に伴い、対象地域（4月16日に全国47都道府県に拡大されました）の特定健康診査実施については、少なくとも緊急事態宣言の期間については行わないこと、とする厚生労働省通達が発出されました。

当健保組合では、40歳以上のご家族様、任意継続被保険者とそのご家族のみなさまへ、費用負担なく特定健診を受診いただける『受診券』を毎年5月に、郵送し健康管理に役立てていただいているところですが、令和2年度は6月初旬の郵送とさせていただきます。

『受診券』到着時点で、緊急事態宣言発令下の地域のみなさまは、宣言の解除を待つて、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

そごう・西武健康保険組合

TEL 045-461-7619

FAX 045-461-7650